

第16回長野県公文書審議会 議事録

開催日時 令和5年9月15日（金） 午後1時45分から午後5時15分まで

開催場所 長野県松本合同庁舎 502 会議室

出席者

【委員】 神戸会長、赤川委員、伊佐治委員、瀬畑委員、依田委員

【事務局】 （総務部情報公開・法務課）大草企画幹ほか6名

1 開会

2 会長職務代理者選出

- ◇ 長野県公文書審議会規則第2条第3項の規定により、会長が伊佐治委員を会長職務代理者に指名。

3 廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取

（神戸会長）

続きまして、会議事項の(2)令和5年度廃棄予定公文書ファイルに係る廃棄判断についての意見聴取について、事務局の方から御説明お願いいたします。

（事務局）

（資料1、2-1、2-2、2-3、2-4について説明）

- ◇ 廃棄予定として報告のあった公文書ファイル数は約66,000件。
- ◇ 各実施機関の判断で移管としたものは337件。
- ◇ 知事意見を「廃棄不相当」としたのは97件。
- ◇ 今回の審議会で現物確認をしていただくファイル数は110件。

（神戸会長）

御説明ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました内容について審議を進めてまいりたいと思います。

まずは、午前中も皆様に確認していただいたかと思いますが、最初に時間を取って現物確認を行いたいと思います。皆様には効率的な現物確認をお願いしたいと思いますので、ここで現物確認の進め方についてお諮りいたします。

会長案としましては2案ありまして、A案としては、対象のファイル、ここにある110件ということですのでけれども、これを5等分して、委員の間で分担して確認する方法です。こちらは5等分されたファイルの一覧を各委員に、選んでいただきましてそれぞれファイルを確認するという方法です。

もう一つ、B案としまして、委員間の分担は特に行わず、各委員が自由に確認する方法です。複数の委員が同じファイルを御確認いただくことも可能ですが、1名でもファイルを確認していればそのファイルは審議会としては確認したとみなすこととしたいと思います。

これらの2案のいずれかにしたいと考えますがいかがでしょうか。御意見ございましたらお願いいたします。瀬畑委員お願いします。

(瀬畑委員)

午前中に、伊佐治委員、依田委員と3人で確認をしましたが、3人の方針として、まず自分が見たいと申請したのを見ましょうということで、話しました。5等分ではなく自分が申請したものを分担するという形で、午前中は作業していました。会長と赤川委員は、今日現物確認を行うファイルがないとお話を伺ってますので、2人に関してはここからの時間、自由に御覧いただくという分け方で今回はいかがでしょうかという提案です。

(神戸会長)

ありがとうございます。

午前中からやっていただいた3人の委員の方は、あと90分で御自身のところが終わる感じでしょうか。今日終わらなければそれはそれでというところがありますが、概ね確認ができるといいとは思っています。午前中はそのように進めていただいていますので、まずはそのような方法で進めて、残ってしまったらまた検討するということがよろしいでしょうか。そうしますと、確認したものと確認してないもののチェックはどのような形でお願いできますでしょうか。

(事務局)

各委員に、今回の110件のリストをお配りしております。確認していただいたときにそちらに目印をつけていただきまして、こちらで集計をさせていただいて、何が確認されてるかを確認させていただこうと思います。

(神戸会長)

わかりました、ありがとうございます。そうしましたら午前中に引き続く形で、現物確認をお願いしたいと思います。

現物確認の時間はここから90分ですので、15時30分までということで15分前になりましたら、事務局の方から連絡をしていただくようにしたいと思います。現物確認が済んだ文書については、事務局から配布されます現物確認一覧に確認済みのチェックをお願いいたします。

審議中に現物をスクリーンに投影し情報を共有して審議できるよう、御準備いただいています。現物確認のときに必要な部分に付箋をつけておいていただきますと、そこを映していただけるということですので、お願いいたします。

以上の進め方でよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

ありがとうございます。

それではファイルのあるコンテナの方に移動していただきまして、確認をお願いいたします。

【現物確認 90 分間】

【休憩 10 分間】

(神戸会長)

では 15 時 40 分になりましたので、再開させていただきたいと思います。

委員の皆様で現物確認がまだ十分にできてないということはありませんでしょうか。今、事務局の方で集計していただいたところ、このファイルの一覧の 18 番以外は、どなたかが確認をしているということで、集計結果として出ております。18 番だけ残っているのもなんですので、5 分ほど時間を取って、18 番を特に御希望された方中心で御覧いただけたらと思います。他に見足りないものもあるかと思っておりますので、こちらも見ていただいて結構です。

それでは 45 分までお願いします。

【現物確認 5 分】

(神戸会長)

それでは、議事を再開させていただきます。

本日現物確認予定のものは、どなたかが目を通したということで、確認させていただきましたので、具体的な審議に移らせていただきたいと思います。

始めに、審議の順番ですが、最初に知事の意見が廃棄不適當のファイルの審議をさせていただきます。次に現物確認を行ったファイルの審議ということで進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

はい。ありがとうございます。そうしましたら、まず知事の意見が廃棄不適當のファイルの審議をさせていただきます。資料 2-1 の 97 件のファイルについて 10 分間を目途に審議を行いたいと思います。

廃棄不適當の意見になっていきますけれども、廃棄適當としても問題ないなど、知事

の意見と異なる御意見がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

このリストを、事前に確認する時間はありましたでしょうか。御覧いただいて特に意見はありませんでしょうか。瀬畑委員いかがでしょうか。

(瀬畑委員)

特にありません。

(神戸会長)

皆さん、意見特にございませんでしょうか。

【意見なし】

(神戸会長)

ありがとうございます。

そうしましたら、異なる意見がないようですので、知事の意見のうち廃棄不相当とされたものについては、当審議会の意見を廃棄不相当ということにさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

ありがとうございます。

続きまして、先ほど現物確認を行った公文書ファイルについて、40分間を目途に審議を行わせていただきたいと思います。

多くのファイルを確認いただいたところですが、確認いただきました公文書ファイルのうち、廃棄不相当と考えるものについて、皆様の意見を求めたいと思います。先ほど事務局から説明がありましたが、発言の際には通し番号を述べてから、廃棄不相当とする理由を簡潔に御発言いただければと思います。意見のなかった公文書ファイルについては、廃棄適当と判断してよいか最後に一括してお諮りしたいと思います。それでは意見のある委員はお願いいたします。

(瀬畑委員)

皆さん何かしら意見があると思いますので、順番でいかがでしょう。

(神戸会長)

そうですね。そうしましたら名簿の順で、赤川委員から御意見ありましたらお願いいたします。

(赤川委員)

連番でいうと 98 番のフォレスト・コミュニティ総合整備事業計画ということで、資料では、別表該当事項として(6)イ b となっています。(6)イの中で、「顕著な効果をもたらし、又は話題性に富んだ事業に関するもの」は移管とあり、当時の施策として話題性があつたのではないかとということで、(6)イの(f)に当たるのではないかと考えました。

同じく、99 番の地域再生計画の改正についても同じで、(6)イ b となっていますが、当時の施策として話題性があつたのではないかと考えます。

それから、101 番に関しまして、資料では(6)ウ(イ) a となっているのですが、ここは少し判断がつかなかったものです。(6)ウ(ア)は、「県有財産の取得または処分およびその経緯に関するもの」、(6)ウ(イ)は、「県有財産の管理に関するもの」ということで、資料では管理に関するものという区分になっており、そうであれば廃棄でいいのですけれども、実際にはその契約の経緯や契約の結果が入っていました。この(ア)と(イ)どちらに入るのか、別表では(ア)の方に経緯に関するものというようなことが書いてあつたので、もしかしたら(ア)に入るのではないかと考えました。もし(イ)に入るといふことでしたら、これについては廃棄でいいのではないかと思います、その点がわからなかったので、一応付箋をつけさせていただきました。以上です。

(神戸会長)

ありがとうございます。

ただいまの意見につきまして、98 番と 99 番は同じ御意見ですね。これについては皆さん御意見いかがでしょうか。瀬畑委員お願いします。

(瀬畑委員)

今、赤川委員からありました 98 番と 99 番と 101 番は、私が確認をしてみると挙げたものなのですけれども、私は 3 つとも残すべきだという判断です。

98 番については林野庁の補助金事業で佐久地域の地域振興の話だったのですけれども、かなり大きな事業でもあつたし、元々永年(15年)という書き方がされている文書でしたので、かなり重要だと林務部も判断をしていたのだらうと思います。

99 番については、地域再生法に基づく事業ですけれども、これも同じく地域の、特に道路の整備の大きな話だったので、これも元々永年(15年)という扱いになっていましたので、林務部にとっても重要だと認識してたのだらうと思いますので残すべきだと思います。

101 番については赤川委員からもありましたけれども、これは県民の森について飯田市を通して借りているという形になっていて、まだ借りてるかどうかよくわからないのですけれども、最初の契約書が入っていたので、少なくともその経緯については残っていなければいけないものだらうと、ただの管理ではないだらうというように私も思います。

(神戸会長)

ありがとうございます。賛成の御意見をいただきましたが、他に御意見、反対の御意見はありますでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

御意見いただいたとおりかと思しますので、そうでしたら、今ご指摘があった、98番、99番、101番については、廃棄不相当とすることよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

ありがとうございます。
それでは伊佐治委員、お願いします。

(伊佐治委員)

私からは6点お願いします。

まず8番の総合政策課の地方分権ということで付箋をつけていただいたのですが、これは4冊ずつくらいになっていたかと思えます。これは地方分権一括法の関係で、平成26年ぐらいに地方自治体からの提案型で、その意見をもとに国が権限移譲していくという取り組みがありました。その時に県はこのようにまとめていたのだなということが分かりました。各市町村からの意見を聴取して、その対象となるいろんな項目があるのですが、一旦県がとりまとめて各省庁とやり取りしたものが、副知事にレクをしたもの、また部長レクもメモ書きでしたけれども入っておりました。

これは、別表該当項目のところに(6)スcという理由がついていまして、スは、その他ということになると思うのですけれども、移管とする場合は、別表第1の3の(1)から(5)に該当するものということになってます。別表第1の3の(1)には実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されている公文書とあり、これに当たるのではないかと思いましたので、廃棄不相当ではないかと思いました。

2点目は、21番の職員キャリア開発課の旧長野県庁舎敷地建物というものです。中身は少なく、実はこれは旧長野県庁舎だったものが、飯綱高原に行く途中の道に移設をされたんですかね、自治研修所というように呼んでおり、私も若い頃研修に行ったことがあります。大正時代に建てられた建物です。今は民間のものになっているので、普通財産かどうかという点が確認できないのですけれども、一応その自治研修所としてもう使わないということで用途廃止、公有財産の移管に関する書類でした。それ自体はシンプルなものなのですが、後ろの方に図面がついていました。位置図ですとか、それから建物の構造なども入った平面図が何枚か入っていて、もしかす

るとこれは将来残されていけば、文化財になりうるということで、こういった図面が残ってるのは大事ではないかと思いました。

それから次のページを見まして 48 番の産業政策課の組合指導、少しこれは迷ったのですが、これは県の福祉事業協同組合という、直接の県の組織ではなくて、県が認可をした団体なのですが、資金の不正利用があったということで、億単位だったということです。これが、県がその団体に対して認可した団体だからということで、その原因などについて聞き取りをしている資料が入っておりました。従ってこれについても、その他の資料だったのですが、別表第 1 の 3 の(4) 県の歴史・文化・学術・事件等に関する重要な情報が記録されている公文書として、少し迷ったのですが、移管が良いのではないかと思いました。

それから 52 番の産業政策課のこれは 2019 年の G20 に関する資料ということで、こちらについては誘致活動から決定まで、国に誘致活動を行ったような資料がありましたので、こちらは、やはり先ほどの別表第 1 の 3 の(4)、県の歴史・文化・学術・事件等に関する重要な情報としていいのではないかと思いました。

それから次に、53 番と 54 番、これが少し関連してるのですが、産業政策課の立地法計画概要書、それからそれとセットになるもので立地法の県報登載というものです。これは中を見ていきますと、大店法（大規模小売店舗立地法）といいますか、立地法に基づいて事業者が届出をして、それに対して市町村ですとか、その近隣住民などが意見を寄せるということになっています。概要書の方は事業者が県に届出をする書類、下の方の県報掲載というのが、関連する人がそこに意見を述べて、その意見はこういうことでしたということを公告がされています。たまたま見た中に、話題になった松本のイオンモールに関しての内容があり、松本市としても意見を出していますし、それから近隣の個人ですとか、いろんな商工団体みたいなどころから意見がたくさん出されているのがわかりました。これはやはり歴史を見ていくときに、貴重な資料ではないかということで、これは別表 1 の 3 の(5)、県の諸活動に関して、現在および将来の県民に伝える価値の高い情報が記録されていると判断できるのではないかと思いました。以上です。

(神戸会長)

ありがとうございました。

ただいま 6 つの意見をいただきました。1 つずつ見ていきますと、8 番の地方分権の文書ですけれども、今の伊佐治委員の意見について御意見がある方いらっしゃいますでしょうか。特に反対がなければ残すということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

ありがとうございます。

そうしましたら、21 番ですがこれについて御意見のある方はいらっしゃいますで

しょうか。こちらについても(6)スとなっていますが、図面などが残っていた関係でしたでしょうか。

(伊佐治委員)

金融財産取得処分の重要なものは10年ということになっているのですが、特に重要な財産に関するものは移管とし、それ以外のは廃棄とするということで、後世に残すということで重要と私は判断いたしました。

(神戸会長)

この点いかがでしょうか。

特に反対の御意見はございませんでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

そうしましたら21番についても移管ということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして48番です。不正指導の聞き取りなどが記載されているということで、重大な事件について、例外で移管すべきところにかかるのではないかという御意見だと思います。これについていかがでしょうか。

私もこれについては、重大な事件の中に入ると思います。不正事案ということで、聞き取り結果などを残していくことが必要だと思いますので、残す方向でいいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

ありがとうございます。

そうしましたら52番ですね。52番についても先ほど御説明いただきましたけれども、これについて御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

(瀬畑委員)

はい。52番を私も確認をするというように丸をつけたので意見を言いますが、伊佐治委員と同じ意見です。実際に2019年6月に環境省の会合が軽井沢で行われていますので、そういう関係のものだということで、これが重要だという理解でいいと思います。以上です。

(神戸会長)

次に依田委員お願いします。

(依田委員)

はい。私も拝見したところ、結構原議が入っていますし、少しはコピーもあったのですが、担当の課に他にまとまったファイルがあるかどうかを確認したところ、他にはないということで、移管で全然問題ないかなと思います。

(神戸会長)

ありがとうございました。賛成の御意見が多数ですので、これは移管するというところでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

ありがとうございます。

53番と54番は、一緒に御検討いただければと思います。これについて御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

こちらについても、住民の意見などが、取組結果などで記載されているということですね。

(伊佐治委員)

そうですね。意見書を実際に出した書類が残っているということです。

(神戸会長)

そういう意味では経過を残していくという重要性はあるのかなと思いますし、先ほど御説明いただいたような理由から、いいでしょうか。

(伊佐治委員)

すみません、補足があります。

(神戸会長)

お願いします。

(伊佐治委員)

近隣の方の意見が載っているのは、この54番の方だったのですが、53番でもう一つ思った理由は、この法律に基づいて事業者が県に届出をして、そして県は各課にその意見を聴取しています。そして、それを元に事業者の方に、こういうことを改善してください、出店するならこういうことを改善してくださいということを知り、それに対してまた事業者が、うちはこういうところをちゃんとしてやりますから大丈夫ですということを文書で出しています。そうすると、本当に店が存続している間は、

それが認可といいますか、正式な言い方がわからないのですが、そこでお約束したことというのは守られるべきことであって、これ5年となっているのですけれども、5年でこれがなくなってしまうたら、後でその近隣のトラブルになった場合、確認のしようがないのではないのかなと思いました。ですので、こちらの計画の概要書というものも残した方がいいと思った経過があります。

(神戸会長)

ありがとうございます。

皆さんの御意見いかがでしょうか。特に反対意見はございませんでしょうか。

現物確認の上で、経過として残すことが重要だということですので残す方向とし、廃棄不適當ということよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

ありがとうございます。

そうしましたら今、伊佐治委員から御提案いただいた8番、21番、48番、52番、53番、54番については、廃棄不適當という形にさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、では私の方から提案させていただくのは1点です。

29番のファイルで、原爆の被災者の方の葬祭費の稟議書でした。これについては廃棄の理由が、その他の(6)スとなっていて、単なる支給の際の稟議書として、規定に基づいてお支払いしているものではあるのですけれども、お支払いした記録が他にあるのかということを担当課に確認していただいたところ、他にはなくて、県の方でどなたに支払ったかということが分からなくなるというような御説明でした。名簿があれば別にその稟議書自体は必要ではないとも思ったのですが、記録としては、残していくべきと思いました。元々永年保存のものが今回の分類の変更により、(6)スということでその他になっているのですけれども、被爆者ということで、記録として残していく意味があると思いました。

いかがでしょうか。

(瀬畑委員)

これ私が提案をしたものだと思うのですけれども、結構難しいなと思ひまして、私は廃棄でいいかなと実は思うところもあって、一つは亡くなった方の葬祭費を確かに支払うものですが、死因が書いてあるとか、結構ですね、本人がどういうように亡くなったかということも含めた記録が入っていて、原爆に当然関係するから、その死因にも意味があると言われれば、意味があるのかもしれないのですけれども、実際にとっておいて、これは使えるのかと言われると、実はかなり難しい資料、センシティブな資料ではないかと思うところがあって、これ以前の年度の記録がそもそも移

管をされているのか、もう廃棄されているのかというところも、判断としては有りな気がします。

実際に廃棄されてしまっていた場合には、これだけ取っておいてもあまり意味がないかもしれないという可能性もあって、見ている感じだと国の基準に基づいて機械的に払っているようにも見えますよね、お金自体は。ですので、これに関しては、確かに古い資料で永年なので、歴史研究的には取っておいた方がと思わないでもないのですが、ただ実際に残しておいて、それを見せられるのかと言われると、かなりセンシティブなものではないかという気もして、迷うなという感じではありました。ただ意見が割れているので、他の方の御意見とかを聞くか、もしくは、一回保留して、次回見ていただくとかでもいいような気がします。

(神戸会長)

ありがとうございます。

瀬畑委員から御意見があったように、私もその前後がというか、その前が残っていないということであれば、これだけ残すということは、どうかなというところもあります。確かにこの資料自体はセンシティブな部分もあり、基準に従って払っているものであって、具体的な稟議の内容や経過が重要というものではないとは思いますが。

ただ、支払った方の記録はあった方がいいのかな、というところで、他の委員さん、御意見いただければと思いますが。担当課にそこら辺を確認していただいて保留にさせていただきますでしょうか。今、瀬畑委員はいらないのではないかとということでしたが。

(瀬畑委員)

保留した上で次回のときに、もう1回他の委員の方にも、中身を見ていただいてから、最終確認でもいいような気がします。見ないとなかなか難しいと思うので。

(神戸会長)

依田委員、お願いします。

(依田委員)

将来の公開については、何年か何百年か経てば公開できると思うので、一応現物を再度皆さんで確認した上で、決められたらいいかなと、思うところです。

(神戸会長)

伊佐治委員、お願いします。

(伊佐治委員)

基本的には、先ほどの神戸会長がおっしゃったように、前が残っているかどうかを確認していただいた上だと思うのですが、やはりこれは長い歴史の中で考えたときに、長野県内に被爆によって、今亡くなっている人がどのぐらいということが歴

史の記録の中では、私は大事なことなのかなと。すぐに公開できるというものではないかもしれないのですが、もし前が残っているのであれば、記録として残していくということです。以上です。

(神戸会長)

ありがとうございました。そうしましたら、先ほどお問い合わせいただいたときも、御担当の方が今日いないとのことで、確実な情報ではなかったというところもありますので、これについては前が残っているのか、名簿自体、別に残っているのか、再度担当課に御確認いただいて、次回でということ、保留とすることによろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

わかりました。続きまして、瀬畑委員お願いします。

(瀬畑委員)

はい。いろいろあります。すいません、長く喋ります。ただ迷っているものも結構あって難しいなと思っています。

まず4番の資料ですけれども、国民保護協議会の資料で2冊あって、1冊目はただの委員の委嘱の依頼とかなので、廃棄と思いますけれども、2冊目が資料と書いてあって、中の幹事会が国民保護計画を作るための、会議をしている資料っぽいんですね。ただ、ぼいって言っているのは、何月何日に何の会議っていう表書きの資料が入ってなくて、バラバラと資料が積み重なっている状態になっていて、他にまとまった資料が残っているのか、どうなのか。あとは外部の人が入っています。国民保護協議会は地域の金融関係や、いろんな人が入っているので、資料の作り方自体が、雑に入っているような形になっていて、他にきちんとした資料が残っていれば、そっちを残せばいいだろうと思います。ここに関しては、もう1回危機管理防災課に聞き直してほしいかなと思っています。

次が7番ですけれども、これは土地利用審査会の会議の記録で、かなり一般的な案というか、委員の出席依頼とかも含まれているのですが、中に議事録が入っていたので、これは審査会・審議会の基準に該当するだろうと思いますので、移管とすべきだと思います。

次は、11番ですけれども、11番は工業統計の準備調査名簿で、これは昭和45年に工業統計を取る際に県内の事業者番号を振って、誰に調査するのかを一覧表にした資料です。住所や事業所、事業者の申告名、従業員数と主要製品の産業のものが全部一覧で書いてあり、当時の県内の産業のことは実はものすごく便利な資料ではないか、要するに、恐らく今ではもうなくなっているような工場や事業者、商業から工業まで片っ端から全部記録されているものに見えます。これに関しては、残

すべきだと思います。別表のどこの部分に該当して残すということはあまり考えずに話をしていますが、残す方がいいのではないかと思います。

次は13番です。13番は産業イノベーション推進本部の会議の記録です。ICT地域振興タスクフォースについての本部の会議には知事も参加しています。あとは、部長レクとか知事レクの資料も入っているので、かなり重要な会議であると理解をしています。これは会議の記録が含まれており、知事レク記録や知事の発言が全部記録されているので、これも残すべきだと思います。

次は16番です。16番はしあわせ信州移動知事室という知事が各地に出かけていき、その地域の人といろいろな意見交換をするものです。このファイルは第6回の諏訪地域の部分の記録ですけれども、知事の発言が多数記録されていて、地域の側からどういったことを知事に求めているのかということも含めた膨大な記録が残っていました。これは県政においてもかなり重要な意味があるだろうと思いますので、16番は残すべきだと思います。

次は画面に映してもらいたいのですが、19番の高齢者事故防止対策というファイルです。これは3年保存のファイルですけれども、高齢者の事故防止対策に関してのかなり雑多な記録が入っています。目次を見るとわかるのですが、知事レクと部長レクが3つ入っています。知事レクの記録を見ると、知事レクの概要や知事が何を説明しているか、実際に知事がどういったことを喋っていたかなどの記録も入っていました。あとは、副知事レベルのレクの資料も相当細かく入っていました。基本的に知事やそういった人に対するレクで、知事の意見がきちんと残っているというのは意味があるのだろうと思っているので、私は残すべきではないかと思っています。ただ、知事が喋っていれば全て残すべきなのかというのは議論になるような気もしていて、つまり、この施策自体がそもそも重要なのかということもあるような気はしています。ただ、最近高齢者のドライバーの問題は社会問題化しているので、それでおそらく知事レクとかも多くなっているのだろうという認識なので、そういう意味では現代的にすごく重要だとみなされているからこのような資料の作り方なのかなという気もしています。残してもいいのではないかと思っていますが、こういったものはそもそも残すべきなのかどうなのかということを含めて他の委員の皆様の御意見を伺いたいので、19番は保留にはしてあります。個人的には移管すべきだと思います。

次が22番の事務事業の見直しの資料です。これは県の5か年計画の初年度の文書で、要するに、5か年計画が始まるから全ての事業を見直して、という内容で、財政課から各部局に意見照会がされて、それに対して各部局が出した意見の集合体のような、それを取りまとめた文書です。先ほど、事務局から財政課に確認をしてもらったところ、見直しを最終的に取りまとめたものは、予算協議の記録のファイルにとじられているので、別にファイルがあると言われたのですが、このファイルに残っているのは、その取りまとめ、要するに綺麗に直されるまでの協議の記録が多数含まれているものです。しかし、そこまで残す必要があるのかというところで、取りまとめたものがあれば最終的にはいいという判断もあり得ると思います。ただ、大きな事業の見直しでどれを廃止してどれを残すかということ議論した記録というよりは途中で

提出されたものがとじられているというイメージですが、そこまで残す必要があるのか、最終的なその見直しシートを取りまとめたものが残っていればいいのかというのは、どちらの意見としてもあり得るだろうと思っています。私自身は正直迷っていて、移管してもいいかなという気もするのですけれども、これを移管し出すと、今後文書を作るときに、県の側がちゃんと文書を作らなくなるとか、現場が萎縮するかもしれないなど思わなくはないので、これは最終的に取りまとめたものだけ残すという手はあるかなという気もします。曖昧な言い方ですみません。

次が 30 番で、これも画面に映してもらえますか。30 番ですが、議会への対応記録で、要するに一般質問に対してどのように答えるか想定して作成するものです。これは各部署が普通に作っているのは有名な話だと思います。あとは、請願に対して現状がどうなっていて、それに対して今後の見通しはどうかという記録とかが結構残っています。ただ、去年もこういう文書が一覧に出てきた中で最終的には私は確認をせずに廃棄でよいとしたのですが、今回頭に引っかかったので、現物確認の申請を出し、確認しました。確かに、実際に議会で答弁をしたものだけ議事録に残っていればいいのかという考え方もあるような気がします。これは残し始めると、今回確認したこの部署だけではなく、別の課でも同じものを絶対に作っているはずなので、そういったものまで全部片っ端から残すのか、残せば膨大な量になると思います。他の県の審議会で委員をやっている歴史の先生がこういうものは全部残せと言ったという話もあるので、迷うところではあるのですが、議会に関する対応なので、議会の側に出てきたものがきちっと残ればいいのかという判断でもいいのかはしています。本当にこれはどうしようかと迷っていて、判断しにくいところです。歴史の研究者としては何でも残してしまえと言いたいところですが、ここまで残すとなるとやはり現場の側が資料の作り方を考え出すようなものでもあるような気がします。

次の 31 番ですが、これは県の医療審議会の資料で、これは審議会の議事関係のものが入っていますので、残すべきだろうと思います。

次の 36 番のがん対策推進協議会ですけれども、これは議事の進行や議事録が入っているので、同じく協議会や審議会の記録ということで残すべきだと思います。

次の 45 番ですが、これは少し私も迷うところがあります。この特定支障除去等事業とは何かというと、蓼科のある牧場が糞尿を不法投棄していて、その不法投棄されていた場所を現状復帰せよという事例で、県とその事業者で揉めているといったものです。最近産業廃棄物の不法投棄問題はいろいろなところで問題になっているところがあるのですが、ただ糞尿の不法投棄であり、資源循環推進課に問い合わせてもらったところ、これは特に捨てても問題はないと言っていたので、この件は解決したのだろうという理解です。ですので、盛土とかではないので捨ててもいいかなという気もしなくもないですが、このような不法投棄の記録というのは、どこまで残すべきか少し悩みましたので、皆さんにお聞きしたいです。私は捨ててもいいかなと思っていますが、少し迷いますので、45 番については皆さんにお伺いしたいという形になります。場合によっては、次回の現物確認をした後に判断をするということでもいいと思います。

次は 71 番ですが、観光の入込客の統計です。これは観光地点パラメーター調査で、官公庁が共通基準を作って全国の都道府県に事実上調査をさせているものです。業者に外部委託している観光の調査記録で、契約書から何までいろんなものが入っているものですが、一部に調査結果が入っています。これはここで審議するというよりも実際に担当課に聞いてみてちゃんと報告書が残っていれば、これ自体を残す必要はないだろうと思っています。長野は観光県なので、県の特長として、観光に関する統計調査の記録とかは、できる限り残しておいた方がいいだろうという理解をしています。ですので、民間委託しているのも最終的には報告書ができていないかという気もするのですが、ここは他に報告書のようなものが入っているかどうかを確認をしたいということで、71 番は保留という形で提案します。

次は 81 番ですが、これも映してもらえますか。81 番は国際観光推進室に対する陳情書と要望書で、何と言いますかいろいろな文書が入り混じっています。観光なので、時期が時期だけにコロナ関係でいろいろな要望書が出ており、例えば、長野県旅館ホテル組合から新型コロナ関係事業者の支援に関する要望書が出ているというような内容の文書が一部含まれています。コロナ関係の文書は原則残すということで、話が進んでいたような気がするのですが、ただ、こういう雑多なものの中に一部入っている場合はどう判断すればいいのかということはあると思います。正直、陳情やら要望やらが入り混じっているというか、かなりカオスな簿冊です。おそらく移管すると思っていないから、もう何でも入れている状況で、県からの要望と相手からのものも全部一緒に混ざってしまっているという、すごくバラバラな文書です。あと、議員からの問合せの文書で、議員から聞かれたものに対してどう答えているかという文書も含まれていました。ただ、やはりコロナの時期ではあるので、少しでも含まれているのであれば残すという判断もあるかなと思うのですが、そもそもとして簿冊の作り方がどうなのか、と思うような文書です。残してもいいとも思うのですが、ここまで残す必要はあるのかという意見もあるような気がしますので、これに関しては、次回、皆さんに現物確認をしてもらった上でもう一度判断ということでもいいと思います。判断に迷うぐらい、少しカオスな簿冊でしたので、何とも言い難いです。私も最終的には残す判断でもいいような気がします。

次の 91 番ですが、これは園芸畜産課に確認すればよいと思っているのですが、名誉原種牛と原種牛の名簿が入っている簿冊です。認定された人の表彰式の記録で、表彰式の記録は正直捨てていいだろうという内容のもので、原種牛の名簿や台帳が別途きちんと残っていれば残す必要は全くないと思います。

次が 102 番と 103 番の造林実績定期報告書です。これは元々永年扱いのもので、文書自体は毎年の林野庁に提出する定期報告書の原稿、元データのようなものでした。ですので、林野庁できちんとその報告書が綴じられているのであれば、残さなくてもいいかなという気がします。ただ、ものすごく細かい県内のデータが入っていて、おそらく林野庁の報告書には残っていないだろうという数字が出ているものなので、長野県としてこのデータを持っていてもいいのではないかという気がしています。これまではおそらく国の報告書に載っていれば捨ててもいいと思っています。

のですが、これに関してはおそらく国もここまで細かく残してないのではないかと
いう気もしています。永年扱い、30年以上の扱いにしてきたというのは、そのように担
当課も思っていたからその年数になっている、つまり、ただの国への報告であれば、
5年や10年で捨てるようなところを30年保存するとしているのは、自分たちのデー
タを統計として必要だと認識してたのではないかなと勝手に推測をするところがあ
りますので、残してもいいかなと思います。これもどうするかは、委員の皆様にお伺
いしたいと思います。

最後に109番ですけれども、これは県の総合土砂災害対策推進連絡会というもので
す。国交省や市町村とかもメンバーに入っているのですが、連絡会の会長は県の建設
部長がなると規程に書いてありました。これは主催が国交省ではなくて事実上県が主
催しているというように見ていいと認識をしているので、県が国や市町村と調整をし
ている会議だというように認識をして、残すという判断でいいのではないかと思いま
す。

長くなりましたが私からは以上です。

(神戸会長)

ありがとうございました。たくさん御意見いただきましたので、順番に確認をして
いきたいと思えます。

4番については、担当課に確認をした上で、次回に確認するということでしたでし
ょうか。

(瀬畑委員)

そうですね。担当課に確認していただければと思います。

(神戸会長)

担当課に確認する事項については、事務局の方に御連絡いただいてということで、
その上で次回ということによろしいでしょうか。

それから7番と13番については会議録・議事録が残っているということで、あと
議事録は31番もそうでしたかね。議事録については基本的に残していく。あと36番
も議事録ということで、それについては残す必要があるということによろしいのかな
と思いますが、御意見ありますでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

そうしましたら、7番、13番、31番、36番については、廃棄不相当ということで
よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

ありがとうございます。

それから、11番については、調査の下調べの下準備のような名簿や調査項目が入っているということで、これについては、元々は永年だったのですかね。この辺りについて御意見はいかがでしょうか。瀬畑委員としては、積極的に残したいという御意見かなと、貴重なデータがあるということかと思います。反対の御意見はございますか。

【異議なし】

(神戸会長)

よろしいでしょうか。

はい。そうしましたら11番につきましては廃棄不相当とさせていただきます。

それから16番について、知事の発言や知事レクが残っていると思います。これについては、先ほどの知事レクもすべて残すことが重要なのかというのは19番でしょうか。

(瀬畑委員)

そうです、19番です。

(神戸会長)

それでは、16番については、意思決定の過程や知事レクの結果も残っていて、内容的には重要だということで残すという御意見ですが、反対の御意見はございますか。よろしいでしょうか。

(依田委員)

反対ではないです、賛成です。

(神戸会長)

依田委員、賛成の御意見ありがとうございます。

(依田委員)

私もこれを拝見して、良い資料が残っていると思ったところなのですが、これは平成29年の文書です。これは平成26年からやっている事業で、その後も実施しているようなのですが、去年諮問のあったこの前年度の文書とかには我々は廃棄に同意してしまったのですかね。

(瀬畑委員)

去年は無かったような気がしますね、あったら気付いていると思います。

(依田委員)

今年度対象となっている平成 29 年だけなのかなと思ったので、その辺りが気になったところです。

(神戸会長)

ありがとうございました。去年は廃棄してしまったのか確認しますか。廃棄してしまっているかもしれません。

そうしましたら、今御意見をいただきました 16 番については廃棄不相当ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

それから、19 番については、知事レクは全て残していくのか、もちろん重要度にもよるだろうという御意見ですが、この点について何か御意見は今日の段階でありますでしょうか。次回、現物をもう一度見てということにしますか。

伊佐治委員、お願いします。

(伊佐治委員)

これは元々、表の中で(6)ケ(7)の県議会の質問等となっていましたが、この理由もおかしいかなと思っていて、修正が必要かなと思うので、事務局に確認していただければと思います。

(神戸会長)

分かりました。19 番については、廃棄の理由についても担当課に確認いただいた上で、次回現物を確認するというので、保留とさせていただきます。

それから、22 番については、最終的に取りまとめた業務を残してあればよいのかという点で迷っておられるということでしたでしょうか。

(瀬畑委員)

はい。

(神戸会長)

これについては、現段階で委員の皆さんの御意見はございますか。

依田委員、お願いします。

(依田委員)

私は現物を見ていないので、はっきりしたことは言えないのですが、最終的にこれ

を取りまとめたものがしっかり残っていればよいのではないかと思います。

(神戸会長)

取りまとめたものが残っているかどうかは担当課に確認いただいていますか。

(事務局)

担当課に確認したところ、そういったものは別途予算編成の資料として保管されているというような回答をいただきました。

(神戸会長)

そういうことであれば、これについては瀬畑委員よろしいですか。

(瀬畑委員)

はい。それに関してはよいです。

(神戸会長)

では、22番については御意見をいただきましたが、廃棄適当のままで維持したいと思います。それから30番につきましては、31番が議事録でしたかね。

(瀬畑委員)

30番は議会の想定問答ですね。

(神戸会長)

議会の質問ですね、失礼しました。これについては、先ほども最終的な議会の記録があればよいのか、想定問答を作っている記録も必要か、そうなるのかなり対象が広範になってしまうので迷われているという御意見をいただきましたが、他の委員の皆様は御意見いかがでしょうか。

伊佐治委員お願いします。

(伊佐治委員)

想定問答は、それぞれの担当課で定例会があるときに作って綴っておきます。同じような質問が出たときのために段階を追って残しておくのですが、貴重だと思うのは実はそこに答弁を作るための色々な調査をしたりとか、色々な調整をしたりとか、そういうものがそこに、担当課によっては多分付けてあるかと。全くそういうものを付けずに、答弁要旨だけ綴っているところとは丈は揃わないかなとは思っていますが。

実は答弁が作られる過程というのが、後から見たときには、そういうものが付いていれば、「どうしてこのような答弁になったのか」ということがとてもよく分かるので、自分のところでも、前に同じような質問が出たときに、あのようなものを見ると、「この時こんなことがあったのね」とか、例えば県議会の議事録とかが付いていると

「県でこういう動きがあったからこうなったのね」とか。貴重な資料ではあるのですが、確かにこれを残しだすと膨大な量になるので、私は元々の作成の丈が揃っていないことを考えると、少し難しいのではないかと思いました。

(神戸会長)

御意見ありがとうございました。依田委員お願いします。

(依田委員)

議会の議事録は、別に移管されるということでよろしいでしょうか。それが残っているのであれば全て残す必要はないと思います。重要なものについては想定問答や色々な資料を入れたものを残しておけばよくて、例えば条例を審議したときの記録とかは一緒に残しておけばよいのですが、あまり重要ではないものについてまでは残す必要はないかなと思います。

(神戸会長)

ありがとうございます。瀬畑委員、御意見いかがでしょうか。

(瀬畑委員)

重要か重要でないかを判断するのが難しい資料で、当時作られたもの全てについてざっと順番に並べられているので、個人的には残してもよいかなという気がします。ただ、これを残すとなると現場は相当に慎重な資料の作り方になるかなと、色々な影響が出るかなと思わなくはないので、どうしようかという感じではあります。ただ、他の委員が「捨てる」と言うのであれば、それに関して反対するつもりはないという感じでしょうか。

(神戸会長)

ありがとうございます。依田委員、お願いします。

(依田委員)

県の公文書ファイルの作り方の問題だと思うのですが、条例とか重要な計画とかの議会答弁のための資料は、条例策定の公文書ファイルに綴られているのか、それとも県議会答弁のファイルにどのようなものも全て一緒に綴られているのか、その辺りで分かれてくるものと思うのですが。

(神戸会長)

それぞれの重要な事案ごとに県議会答弁も残っていればよいのではないかという御意見ですが、その辺りは部署によるのでしょうか。どんなものでしょうか。

(事務局)

曖昧な回答で申し訳ないのですが、結論から言いますと部署によるという形になります。その事案の、例えば依田委員がおっしゃっていたような条例の制定過程の中に付いているというものもあれば、議会对応というような形で、一括で綴っているという場合もございます、ここで断言ができないというような状況でございます。

(神戸会長)

ありがとうございます。

難しいですが、重要なものが残っていればよいという依田委員の御意見のとおりかなと思います。どうでしょうか。迷ったら残すという方針で昨年からやってきた部分はありますが、これだけ残して、他の部署の議会のものも全部残すのかというところもありますので、量の膨大性から考えると、今後のファイルの作り方として依田委員から御提案あったように、各重要な事案ごとに議会の答弁記録を綴っていくような形を何か、実務的にどうなるか分かりませんが、御提案していけるような形にしながら、今回はこれについては廃棄でいかがでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

ありがとうございます。時間がかなり押していますが、会場はもう少し大丈夫でしょうか。まだ依田委員の御意見も伺います。

そうしますと 31 番と 36 番が議事録ですので残すということで、それから 45 番については保留の御意見でした。これについては、担当課にも「解決していないのか」という辺りも確認していただきながらということでしょうか。

(瀬畑委員)

いえ、実際には一応確認しました。

(神戸会長)

「解決しました、いらないと判断しました」ということだったのですね。

(瀬畑委員)

はい。

(神戸会長)

不法投棄は不法投棄なのですよね。

(瀬畑委員)

今、要するにその後も振りかえらなければいけない不法投棄なのかどうなのかということはどこで判断できるのだろうかというのが正直分らないので、どうしたものか

と。実は今回、先ほど言わなかったのですが、1つ下の46番の行政処分というのも産廃業者の処分に関する文書で、野外焼却をして問題になって問い合わせたら着信拒否されて本人が出てこないとか、最後取り消しになるとか、そういった廃棄物処理業者の問題に関する行政処分のようなものです。これは業者の取り消し処分の話ですが、それでもどこかに不法投棄されていて問題化している写真とかも入っていたりしていて、どうすればよいのだろうと。ですから、こういった廃棄物の不法投棄はどのくらい残さなければいけないものなのかということが素人目によく分かりません。その部署で捨ててもよいということは、解決したということだろうと思いますが、他のところはどのようにしているのでしょうか。最近の何か色々な問題があって少し気になっているという部分ではあるのですが。

(神戸会長)

その点について、他の委員から御意見はございますでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

そうしましたら、担当課にどのような基準で運用しているのか、例えば解決して必要ないとかどの程度まで残しておく必要があるとか、そういう運用基準を担当課に聞いてもらうのがよいでしょうか。

依田委員、何か他の自治体等でどうしているかという情報等はございますでしょうか。

(依田委員)

あまりないです。

(神戸会長)

あまりないですかね。

どうでしょうか。伊佐治委員お願いします。

(伊佐治委員)

私もあまり専門ではないので分からないのですが、理由は行政上の指導・勧告または助言に関するものは5年で廃棄という基準にはなっているのですが、私も気になるのは、不法投棄とかその土地の履歴になっていく影響があるような行政上の指導とか勧告とかは、慎重に扱った方がよいのではないかと思います。

例えば、そこに後から有害物質が出たとか、それからこれは関係ないかもしれませんが、盛土の問題がありましたよね。なので、土地の履歴であるとか、後々その自然環境に影響が出ると想定されるようなものについては、移管にしてはいかがかと思いました。

(神戸会長)

ありがとうございます。具体的に今後影響が出ることも考えられるという意見をいただきましたので、迷うところではありますけれども、これについては移管、廃棄不適當ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

ありがとうございます。

それから71番については、統計として残っていればよいということでしょうか。

(瀬畑委員)

はい。残っていればよいです。

(神戸委員)

これは御確認いただいて、次回に情報共有ということによろしいでしょうか。

それから81番については、こちらもファイルの作り方の問題とかもあるのかもしれませんが、コロナの要望書が入っていたということです。これについては皆さん御意見いかがでしょうか。これはコロナに関するものが、この部署で他に保管されているかどうか。別途保管されているということはないのでしょうか。

その辺りは未確認でしょうか、何かなさそうな文書でしょうか。

(瀬畑委員)

本当に色々な要望とかが雑多に入っているだけという感じなので、恐らく整理されてないというか、順番にもう何か突っ込んでいるだけというイメージです。

(神戸会長)

他の委員は、御意見いかがでしょうか。伊佐治委員お願いします。

(伊佐治委員)

私も現物を見ていないのですが、コロナの関係での陳情が部分的にでも入っているなら残しておいた方がよいのかなと思いました。やはりその業界の方が、その時どのようなことを要望して、どのようなことで一般県民の方が困っていたのかという記録になっていると思いますので、残しておいた方がよいのかなと思いました。ただ、綴り方については、せめて何かこちら側の内容と、向こう側から来る内容と別にしておいた方がよいかなと思いました。

(神戸会長)

ありがとうございました。残した方がよいのではという御意見がありましたけれども、その方向でよろしいですか。反対意見はございますでしょうか。

(依田委員)

はい。

(神戸会長)

依田委員、お願いします。

(依田委員)

反対ではないのですが、例えば、請願にまで至ったものは別に保存してあるとか、コロナだけ別にしてあるとか、そういったことは分かるのでしょうか。

(神戸会長)

事務局からお願いします。

(事務局)

現状すぐに分かるものではないのですが、原課の方に確認させていただきまして、また御報告という形でもよろしければそのように対応させていただきます。

(神戸会長)

これについては担当課に御確認いただいて、次回ということにしたいと思います。また、91番についてはいかがでしょうか。

(瀬畑委員)

こちらも、原課に確認していただければと思います。

(神戸会長)

こちらについても、原課に確認をしていただいた上で、次回最終確認ということにさせていただきます。

それから、102番、103番については、国への報告で、細かい資料が他に残っているかどうか。これも原課に確認していただいた上でということでもよろしいでしょうか。

(瀬畑委員)

そうですね。

(神戸会長)

109番については、こちらはいかがでしょう。

(瀬畑委員)

国交省や市町村との協議資料なのですが、会長が県の建設部長と規定に書いてあるので、事実上は県が主催をしているに近いだろうというようなものだと思います。特に土砂災害とか長野県も多いです。そういったことに関する年1回の会議なので、そこまで重要かと言われるとよく分からないところもあるのですが、残しておいてもよいのではと思います。

(神戸会長)

その会議については議事録等が残っている形になっているということで、これについて反対の意見等はございますか。

伊佐治委員お願いします。

(伊佐治委員)

その件について、反対ではないのですが、同じように私も迷ったものがあります。105番の鳥獣対策室の野生鳥獣総合管理対策事業だと思うのですが、この中身を見ていくと、県の単独事業として行っているもので、各市町村から鳥獣対策の事業を行うために、多分県の補助金か交付金をもらうために、各市町村からの申請とか実績報告の書類が全て綴られていました。その原資料は廃棄でもいいと思うのですが、細かいエクセルの表で、市町村ごとの実績、鳥獣対策の細かいことでこれだけ実績があったというものが残っていましたので、こういうものが統計上できちんと他に残っていればいいですけども、この表自体は結構貴重な資料ではないかと思いましたので、これも確認をしていただけるとありがたいと思いました。

(神戸会長)

そうしましたら、109番については廃棄不相当ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

105番について今のようなことを事務局に御確認いただいて、次回もう一度審議させていただくということをお願いしたいと思います。

まとめませんが、時間もないので事務局の方で整理をお願いします。

時間ですが、依田委員の御意見は次回にしたほうがよいでしょうか。続けて、依田委員の御意見をお聞きしてもよろしいでしょうか。委員の皆様、お時間いかがでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

そうしましたら、一つ一つその場で委員の御意見いただきながら進めたいと思います。

依田委員、お願いいたします。

(依田委員)

それでは、10番の統計の関係の教育統計表彰、これ文部大臣の表彰ですけれども、表彰関係は全部残すわけではなく、顕著なものを残すという基準ですが、昭和38年から50年までのものが綴られていて、それなりに重要と考え移管の方がいいのかなと思ったところです。

その二つ下(12番)にも、同じ表彰があつて、これがその次の年度、昭和50年から54年これを含めて、二つ一緒に移管された方がいいのかなと思ったことです。

(神戸会長)

ありがとうございます。今10番と12番について、これまで保存されてきた古い貴重な資料が、今回廃棄対象として出てきた文書で、今後も残したほうがいいのではないかとのことですけれども、御意見いかがでしょうか。

瀬畑委員お願いします。

(瀬畑委員)

去年、似たようなもので教育関係者の表彰とかそういったものが出てきて最終的には捨てたような記憶があつて、文部省のこれは調査統計功績者の表彰で、続き物ですけれども、実際には経歴とかそういったものが入って並んでいるものなので、文部省の側が最終的に決めているので、文部省の側にそれは、どこかの広報とか官報とかに載っているのであれば残す必要がないかなという気もしています。調べられるのか今は分からないですけれども、特に表彰したのは国で県側ではないので、残さなくてもいいのかなという気も私はしているのですが、なんとなく古いから残したいという感じもしています。主体は県ではないというのが少し気になりました。

(神戸会長)

これは県側のものではないのですね。

(瀬畑委員)

文部省のものを県側が調べているというものです。

(神戸会長)

これについて、他に御意見ございますか。
昨年の何でしたか、教育関係でしょうか。

(瀬畑委員)

教育関係だけ県だったような気もするので、また違うかもしれないです。
主体は国なので、どうなのかなというところです。

(神戸委員)

膨大な感じでしょうか。

(瀬畑委員)

いえ、それほど膨大ではないです。残すという選択もあります。

今もあるのでしょうか。調査統計功績者で表彰なのですよ。少しわかりません。

10番と12番、これは完全に続き物なので、残すのであれば両方とも残すし、残さないのであれば両方とも残さないという選択だと思います。

(神戸会長)

他の委員さん今日の段階で、御意見ありますか。

赤川委員いかがでしょうか。

(赤川委員)

私はこれが続き物だということを意識していなくて12番だけ見たのですけれども、少し判断に迷って、結局私の方からは残す提案をしないことにしたのですけれども。

判断がつかねるところです。あまり意見が言えないのですけれど。

(神戸会長)

ありがとうございます。

(瀬畑委員)

今でも続いていますね。

ただ管轄が総務省になっています。

(神戸会長)

依田委員いかがでしょうか。瀬畑委員のご意見を踏まえていかがでしょうか。

せっかく残っているので、残した方がよいでしょうか。

(依田委員)

最近のものであれば、いらないと思いますけれど。

(瀬畑委員)

もしここを残せというのであれば、最近までも含めて残すべきだという判断になると思うのですけれども。

(依田委員)

30年代はあまり残ってないですね。

(瀬畑委員)

そうですね、ただ系統的に残すなら、残すべきだと思うので、この時代まで、これを残すというのであれば後の年度も絶対持っているというはずなので。

それも含めて全部残せという判断になるかなと個人的には思いますけれど。

(神戸会長)

そうですね。

(瀬畑委員)

なので、どうしようという感じではありますけれども。

(神戸会長)

今後もこういうのはずっと出てくるわけですよ。

今の表彰だけでも、そのまま残していくということ。

(瀬畑委員)

他にも国から推薦してほしいというのは、他にもいろいろあるのではと思っていて、去年もその表彰をどこまで何を残すかと議論をしたような記憶がありまして、県に関しては、県の公報に載るものに関しては経緯を含めて残しましょう、とそれ以外はもう捨てましょうという、県はそういう判断だったと思うのですけれど。

国に推薦をするというのは、国の勲章はどういう話だったのでしょうか。国の勲章は残すという感じでしたでしょうか。

(依田委員)

他の都道府県では残っている場合が多いです。

(瀬畑委員)

国の別の表彰に対して県が推薦しているものというのはどこまで残すかという判断基準を作った方がいいのではという気がするので、保留していただいて、この基準をどうするかというのを、一度議論した上で最終決断でもいい気もします。

(神戸会長)

わかりました。

今日は、今のようなところで、基準を検討しながら、昨年度どういう議論だったか、事務局の方で確認していただいてもいいですか。

(事務局)

承知いたしました。

(神戸会長)

今、瀬畑委員がまとめていただいたような経過だったと私も記憶していますが。

(瀬畑委員)

うろ覚えですが。

(神戸会長)

依田委員続きをお願いします。

(依田委員)

それでは 24 番をお願いします。衛生年報というもので、長野県内の各市町村を含めた人口の動態が載っているもので、一応ホームページにも載っていて、冊子は別にあるようですが、その冊子を公文書と登録していないというので、もうこれしか残すものはないということで、これは移管したほうがいいかなと思ったところです。

(神戸会長)

これについては他に残っていないということで、残すべき御意見いただきました。反対の御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

そうしましたら、24 番については廃棄不相当ということにさせていただきます。引き続きお願いします。

(依田委員)

その下の 25 番です。これは被災者生活支援事業補助金で、東日本大震災の補助金の要綱の改正になっていますので、東日本大震災関係は原則移管になりますし、補助金の要綱の改正も移管になりますので、これは移管になると思います。

(神戸会長)

ありがとうございます。内容的に移管適当ということでよろしいでしょうか。では、25 番については、廃棄不相当とさせていただきます。依田委員、引き続きお願いします。

(依田委員)

42 番については、今廃棄になっていますが、私が見た限りでは、この審議会の会議資料や審議の記録とか、答申とかいろいろ入っていたので、これ移管なのかなと思ったのです。ただ、私が現物確認を依頼したものではないですが、他の委員からは意見が出なかったのので、これを選んだ委員の意見も聞きたいと思っていますところ。

(神戸委員)

42 番を御覧になって、御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

(依田委員)

環境審議会の関係です。

(神戸委員)

瀬畑委員、お願いいたします。

(瀬畑委員)

それ実は私も申請を出して、県から説明を求めてなんて説明を聞いたのですか。県からは、議事録という別のファイルに綴ってデータを保存して、別に議事録のファイルがあってそれは別途保存しているという回答が一応環境政策課はあったと聞いているのですが、それでよろしかったでしょうか。

(事務局)

当課から確認させていただいた際に、議事録につきましてはどういった保存になっているかという確認をさせていただいて、その際には別途、別のファイルに保存されているという回答がございました。

ただ、その他の資料につきましては依田委員がおっしゃったものが、別にあるかというところまでは確認しておらず、議事録に限定をして確認しているところでございます。

(神戸会長)

すみません、そうしましたら先ほど答申書などがあるということでしたでしょうか。答申書もどこかに別にあるのか。他の資料について、答申書や議事録、それ以外に重要そうな資料も大きく気になったところはありませんか。

(依田委員)

重要なのはそもそもの審議会の会議資料です。

(神戸会長)

会議資料ということだとここにしかないのでしょうか、そのような感じはしますね。というところですが答申書などが残っているか、一応確認していただけますか。その

上で次回もう一度最終確認、資料なども拝見してということにさせていただければと思います。

はい。続きましてよろしく申し上げます。

(依田委員)

最終ページの 89 番。これは園芸畜産の補助金を交付する時の、交付要綱を制定した一番最初のものなので、これは移管の方がいいかなと思います。

(神戸会長)

ありがとうございました。反対意見ございますか。よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

では、89 番は移管とさせていただきます。

(依田委員)

最後ですが、107 番と 108 番、これは水防協議会という、県庁や県内の市や民間の団体も含めた水防協議会という組織を作っていて、そこで水防計画書を検討して策定しているものなので、107 番については水防協議会で議論した記録と、水防計画書案が載っております、この 108 番については、年度が違いますけれども、水防計画書の決定したものが、載っていたので、移管でよいかと思っております。

(神戸会長)

これについて、反対の御意見ありますでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

よろしいでしょうか。

107 番、108 番は、廃棄不相当ということにさせていただきたいと思えます。

(瀬畑委員)

18 番どうします。

(神戸委員)

18 番、お願いします。

(依田委員)

18番、先ほど見るのを忘れておりました。確認したところ、結構重要そうなものが入っていたのですけれども、1年保存なので、別に原稿とかがあるのかなと思って、次回までにその辺を確認していただければなと思っております。

(神戸委員)

ありがとうございます。18番については担当課に御確認いただきまして次回、再検討させていただきたいと思います。

では、今日の段階で保留として次回検討するとしたもの以外の、廃棄不相当と確認させていただいたものについて、不相当とさせていただきたいと思います。

それから保留で次回担当課の確認や現物確認をしてというものについては次回引き続き審議させていただきたいと思います。

これまでに保留を含めまして、廃棄不相当との御意見がないファイルについては、今日の段階で廃棄相当ということで確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

そうしましたら先ほど挙げた、不相当と保留のもの以外は廃棄相当ということで確認させていただきます。ありがとうございます。

続きまして、4会議事項(3)令和4年度の管理状況の報告について、これについてまだ県の未公表案件になってますので、個別審議会の規則34号の規定により非公開とさせていただいた上で審議したいと思いますがよろしいでしょうか。

【異議なし】

(神戸会長)

それでは報道関係者の方及び傍聴者の方は申し訳ありませんが御退席をお願いいたします。

4 令和4年度管理状況の報告

(神戸会長)

事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

(資料3について説明)

- ◇ 報告内容は、条例施行規則に規定されている5項目。
- ◇ 4(1)は、令和4年度に作成・取得された公文書ファイルの件数を実施機関ご

とにまとめたもの。

- ◇ 4 (2)は、令和4年3月31日までに保存期間が満了した公文書ファイルの件数を実施機関ごとにまとめたもの。
- ◇ 4 (3)は、全実施機関で行われた研修の状況をまとめたもの。
- ◇ 4 (4)アは、全実施機関において、各所属で行われた自主点検の結果をまとめたもの。
- ◇ 4 (4)イは、(ア)に記載の実施機関で実施された監査の状況についてまとめたもの。
- ◇ 4 (5)は、令和4年度に発生した紛失・誤廃棄の状況をまとめたもの。
- ◇ 公営企業管理者の誤廃棄2件については、審議会からの結果が通知される前に、廃棄をしてしまったという手続き上の誤りによるもの。

(神戸会長)

御説明ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について御質問等ございましたらお願いいたします。

瀬畑委員お願いします。

(瀬畑委員)

今後の確認をしたいのですが、全般的に延長をしている文書の数がものすごく多いという印象です。今年と去年で廃棄のチェックリストに挙げられた文書数が同じくらいで、何で少なくなっていないのだろうと思っていましたが、そもそも去年にかなりの量、審議にかけられていたということが今回これを見てよくわかりました。実際のところ、実施機関は知事部局の場合、9万件あるうちの4万件近くで、約4割が延長されているということで、今年もおそらく2割ぐらいいは延長されているということだと思えるのですが、いくら何でもこれは延長の冊数が多すぎではないかという気はしています。これはどうしてこのような状況になっているのか、具体的に何か原因はわかりますでしょうか。

(神戸会長)

事務局で、今日の時点で何かわかりますでしょうか。

(事務局)

現状答えられる回答といたしましては、まず、延長については各所属において業務上必要と判断された結果ですので、個別にどのような判断がされているかというところまではわからないのが実情でございます。その上で今回4万2000件が延長されている一つの原因といたしましては、条例が施行された際に、従来永年あったものにつきましては全て経過措置により30年保存となり、条例施行前の令和3年度末で保存期間が満了したという扱いになっております。それにより、保存期間満了文書が今年度以降よりもかなりの数出てきております。その上で各所属においては従来永年で保

存していたものについては今後も必要というような判断があったことが想定されますので、そういった意味でこのような件数が出ているのではないかと推測されます。

(神戸会長)

ありがとうございます。瀬畑委員よろしいでしょうか。

(瀬畑委員)

そこまで長く持つ必要があるのであれば、基本的には歴史館に移管していただきたいと思います。やはり保存の仕方に関して、違いはあると思います。ただ、長野県の場合、県庁から歴史館とか倉庫が遠いという問題があるので、その部分でやや移管は進みづらいという現状があるのかもしれないですけれども、繰り返し延長されると、そもそも最初につけた保存期間は正しかったのかという問題も出てくるような気がしますので、あまりにも安易に延長するのはどうかというのは少し釘を刺したいかなというように個人的には思います。

(神戸委員)

ありがとうございます。

依田委員、御意見お願いします。

(依田委員)

この審議会での審議事項でもないのですが、一応参考程度でお聞きいただきたいことと、質問が何点かあります。

報告の内容として1番から5番まであって、これは国のものや他県のものと同じ項目なので、問題ないと思ったところです。まず、2ページの作成等の状況ということですが、令和4年度に作成取得したものはこのとおりですということで、保存期間別のかなり細かい情報が出ていて、これはすごいデータだなと思ったところです。

あとは長野県で保有している全文書の数というのがわかればいいなと思ったところがあります。国では全数出しており、全保有数と新規で作成した数、あとは媒体別の数を出しているのですが、この保存期間別のデータはすごいデータですが、これまでに作成した文書の数も、いずれそのような数がわかればいいなと思ったところです。

あとは、3ページの保存期間満了時の措置別ということで、これは令和4年度に作成した文書の措置が移管か廃棄か未定かということだと思いますけれども、この未定というのは、令和4年度末の数字ということでよろしいでしょうか。令和4年度に作成した文書について移管か廃棄かの措置を決めたけれども、年度末時点で未定がこれだけあるということでしょうか。

(神戸会長)

事務局からお願いいたします。

(事務局)

依田委員のおっしゃるとおりでございます。

(依田委員)

未定は、一定数あって当然いいと思っておりますし、年度内に全部設定できないのは当然だと思います。国でも翌年度いっぱい設定しなさいと言っているのです、全く問題はないのですけれども、常用と書いてある意味が少しわかりません。未定というものは常用だけなのか、その点を教えていただけますか。

(神戸会長)

事務局お願いします。

(事務局)

現状、未定となっているものは常用に限定されることになっております。当課で管理している公文書管理システムというシステム上では、基本的には文書を登録する際に廃棄か移管というのを必ず設定することになっております。それ以外は未定、いわゆる保存期間を設定することが困難なものにつきましては常用という保存期間を用いておりますので、保存期間が設定できない以上、保存期間満了時の措置も設定できないというところで、未定イコール常用という形で、数が一致しております。

(依田委員)

常用文書というのは、一定数あると思っておりますが、たとえ常用文書であっても作成したときに保存期間満了時の措置を決めることになっているので、常用文書であっても措置を決める必要があると思っております。ただ、未定の数が一定数あるというのは、例えば訴訟の関係ですと、実際政策にどこまで影響を与えたかがすぐにわからないものもあるので、一定数の未定があるのは仕方がないと思っております。

5ページの研修の関係ですけれども、研修をしたことがここでわかりますが、実際にどのくらいの職員の方が参加されたかという数字は取っているのでしょうか。

(事務局)

おおよその回答になってしまいますが、6000人弱です。おおよその回答になってしまい申し訳ございません。

(依田委員)

県職員全体の何割とか、その辺はわかりますか。

(事務局)

現状把握してるところですと、受講対象の県職員のおよそ9割を超える職員が受講

していると把握をしているところでございます。

(依田委員)

わかりました。以上です。ありがとうございました。

(神戸委員)

ありがとうございました。

他に御質問、御意見はございますでしょうか。

そうしましたら、ただいまの御意見を参考にしていただくということでお願いしたいと思います。

では、会議事項の3が終了しましたので、以降の案件については公開とさせていただきます。

5 その他

(神戸委員)

では続きまして、会議事項4その他について事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

(次回審議会日程について説明)

- ◇ 令和5年11月20日(月)。場所は松本合同庁舎を予定。
- ◇ 県立歴史館の視察については、審議会当日が県立歴史館休館日のため実施不可。
- ◇ 別途日程調整をして視察を実施する案、県立歴史館の様子を記録した動画を視聴し視察に代える案の2案があるが、どちらが良いか委員の御意見を伺いたい。

(神戸会長)

ありがとうございます。

今、事務局から県立歴史館の視察について御提案がありましたけれど、委員の皆様御意見いかがでしょうか。率直なところでお願いします。

(瀬畑委員)

映像で見るのと行くのとでは全然違うので、実際に見学したほうがよいと思います。

(神戸会長)

なかなか日程調整が難しいと思いますが、1回行ってしっかり確認したいというところがあるかと思うので、別日で視察を実施するという方向でよろしいでしょうか。

では、別日に視察を実施するというところで事務局の方で再度日程調整をお願いします。

す。

では、長時間ありがとうございました。進行が悪く延長してしまい、しかも遅れてきまして大変失礼いたしました。

以上で本日の審議を終了させていただきます。大変お疲れ様でした。

ありがとうございました。

6 閉会

以上のとおり議事録を確定する。

令和5年11月15日

長野県公文書審議会 会長